

日本華佗五禽戲氣功協会

会 則

- 第1条. 設立趣旨** 本会は中国の1800年の歴史を有する伝統的な養生気功体操「華佗五禽戲」(かだごきんぎ)を通じ、会員各自の健康増進、心身統一、資質・技能向上を図ります。当気功体操は中国では「国家的無形文化遺産」に認定されており、人気が高く、太極拳の源流、養生文化の宝物と云われる程であります。実践により養生や医療の効果が高くなること等を啓蒙し普及活動を行います。これらの活動により健康仲間づくりを行いながら、更に、関団体の相互交流と親睦の輪を広げていく事を趣旨として設立しました。
- 第2条. 名称** 「日本華佗五禽戲氣功協会」(にほんかだごきんぎきこうきょうかい)
- 第3条. 設立年月日** 平成29年1月1日(日)
平成29年5月3日:当協会は五禽戲の総本山である亳州市伝統華佗五禽戲俱樂部より世界初の海外進出伝習基地、即ち、第1号拠点として正式任命を受けました。
- 第4条. 所在地** 本団体の所在地を神奈川県横浜市旭区中沢3-45-4に置きます。当地を本協会本部とし、活動の為の道場及び事務局として活用します。
- 第5条. 役員** 本会は次の役員をおきます。
会長兼理事長 1名 常任理事 5名 理事 7名
本会の運営は上記の理事長及び常任理事の計6名によって構成される常任理事会での二分の一以上の多数決によって行います。人事、総務、会計その他の業務については、後任が決まるまでの間、理事長及び事務局員1名(事務局)が担当する事とします。役員は1年ごとの改選となりますが異義がなければ継続します。常任理事会の開催は年1~2回とします。緊急を要する問題が発生した場合には、緊急理事会(持ち回りも可)を開き討議の上、多数決により問題を解決する事とします。賛否が同数の場合は、理事長の採決となります。理事は、会の運営について意見を述べる事は出来ませんが、議決権はないものとします。
- 第6条. 会員** 本会の趣旨や会則(規約)に賛同した指導員、個人の学習者、契約団体の3部門から構成されます。会則の趣旨に賛同した上で入会申込書の提出と会費の納入があれば、原則、会員とします。
- 第7条. 総会** 総会の開催は常任理事会の議決により開催します。全会員の過半数の出席がなければ開くことはできません。ただし、委任状を提出した会員は出席とみなします。総会の議決は出席者の過半数をもって行います。
- 第8条. 活動目的** 「華佗五禽戲」を通じて、人体における心身の気力活力を涵養します。会員の資質向上、健康増進・心身統一を図る中で普及活動を行い、健康仲間の親睦の輪を広げます。ひいては、地域の活性化に寄与します。宇宙に存在する全ての人種、生物、物質に感謝し、愛情の念を持って接する事ができ

るよう博愛の精神を涵養します。

第9条. 活動内容

気功体操「華佗五禽戯」に関する一切の事業。当該体操の習得鍛錬。教授法の創意工夫と開発、呼吸法及び調息法の開発研究。健康仲間づくりのプログラム作成、指導者（講師）の育成、動物愛護の啓蒙活動など。

具体例

会報の発行、教材や資料の収集・編纂・発行、販売。指導者の育成・交換・派遣・招聘。表演服・ユニホーム、ロゴなどのデザイン制作と販売。

教室・講座の開設、セミナー・イベントの企画共済主催、外部イベントへの参加。（セミナー・イベントとは、国内外で開催される競技表演・研修を目的とする講習会、大会、会合、旅行等を指します。）

本会内外の個人、関係団体の学習者へ向けた教材、資料、催事などの情報提供とこれら相互の交換会及び交流会。

第10条. 本部機能

原則として、本部事務室は事務を行う場所とし、本部道場は毎週1回（月4回）土曜の午後に1時間半の五禽戯関連の授業を2回行います。なお、会員の申し出及び気候などの実施環境や状況を判断して、適宜、日時・場所の変更はできる事とします。その場合、公園その他の広場、施設等を利用する事があります。

第11条. 本部外機能

本部外で、本会及び本会会員（以下、指導員及び講師は同意語）が主催・共催・企画などを行うイベントや講習会、授業などの実施方法については本会の会則及び約款に準ずる事とします。レッスンの日時や場所を拘束するものではありません。

第12条. 年会費

協会の情報紙を発行するまでは、徴収いたしません。発行するとすれば、年3～4回の季刊紙となりますが、その手間代や経費を補填する意味で徴収させていただく場合があります。

第13条. 登録指導員

本会に登録した指導員のみ、外部の依頼団体に講師として派遣する事が出来ます。登録料は、¥5,000（1回のみ）

第14条. 講師の派遣

外部機関・企業団体等から本会へのイベント・講習会などの開催や参加の依頼により、本会の公認又は推薦の講師を派遣する場合には、原則として、下記の条件により請け負うものとします。ただし、本会が外部から直接依頼を受けたか否かに関わらず、下記の条件に差異が生じた場合には、本部事務局と協議の上、是非を決定します。

◎派遣先団体に対して、臨時または単発のイベントに派遣する場合（参加人数1～30名まで）1時間半単位の講習料¥7,200以上、交通費は実費以上。宿泊を要する場合は、1泊につき¥6,000以上

◎派遣先団体に対して、月2回以上で半年以上の継続講座に派遣する場合（1回につき参加人数3名以上）1時間半単位のレッスンで、学習者一人当たり¥1,650以上、1時間単位は¥1,100以上となります。（高校生未満は半額）交通費は実費以上。以上は原則にて、ご相談に応じます。本会から派遣された講師によるレッスン代金は本会に支払うものとします。レッスン終了後の1か月以内に、予め取り決めた割合をもって講師に支払う事とします。

第15条. 授業内容

本会の授業の特徴は、五禽戯を主体としていますが、準備体操及び整理体

操の中に太極拳及び八段錦、石村式円盤体操その他中国古来の伝統気功体操を取り入れて他団体との差別化を図るところにあります。

本部教室における授業料については、当ホームページ「教室案内」をご参照ください。本部の授業料は他の教室の基準となりますが、各々教場により事情が異なりますので、詳細は、各教室へお問い合わせください。

第16条.入退会

入退会は本人の自由意志です。ただし、退会した「指導員」は本会会則での称号を名乗ることはできません。退会する旨の事務局への通知は原則、1か月以上前とします。いったん納入した会費は返金いたしません。

第17条.注意事項

本会は、講師及び学習者の各々双方に対し「会員や学習者の心身の安心安全」を第一と考え、教場や自己の周辺、緊急事態にも配慮するよう注意を喚起しております。また、レッスン中は下記の事項を遵守していただくようお願いをしております。

○動きやすい服装と履物を着装する。○適宜に水分補給をする。○適宜に休憩を取る。○動作に無理があると感じた場合には敢えて行わない。○体調がすぐれない場合は遠慮なく講師に申し出る。

会員各位も、しっかり体調管理を行ったうえで、周囲の人や物に衝突しないよう留意して自己責任の下で行う事とします。

第18条.賞罰

本会により外部団体・機関に派遣された実績が多く、かつ、本会に対する貢献度が高いと評価された本会員については、表彰状と金一封を授与します。常任理事会での1年毎の査定となります。公序良俗や本会の規定に著しく違反した者については、緊急常任理事会の決議により除名処分となる事があります。

第19条.会計年度

本会の会計年度は1月1日～12月31日とします。

第20条.その他

本会と会員は信義誠実の精神に則り言動とするものとし、当会則に定めてない事項や相互に不都合が生じて解決すべき問題が発生した場合には、双方が一致協力して対応し善処する事とします。

本会会則は必要に応じ、常任理事会にて見直し改定を行います。

以上

「日本華佗五禽戯気功協会」 事務局

改定2023年5月20日